

# 介護保険料の減免制度

新型コロナウイルスの影響により、一定の収入減少があった方は、介護保険料の減免を受けることができます。

## 保険料の減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、以下ア、イのすべてに該当する世帯の方
- ア 事業収入等のいずれか（保険金等で補てんされるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少している
- イ アに該当する事業以外の前年の所得の合計額が400万円以下である  
**※要件を満たす方でも、前年の所得が0以下の方は減免になりません。**

## 保険料の減免額

- ①に該当する世帯の方は、全額免除
- ②に該当する世帯の方は、以下の計算式で減免額を決定します。

$$\frac{\text{保険料額} \times \text{生計維持者の減少が見込まれる収入等の前年の所得額}}{\text{生計維持者の前年の合計所得金額}} \times \text{減免割合}$$

※減免割合は前年の合計所得金額によって変わります。

※減免の対象となるのは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されている介護保険料です。

## 申請方法

- 減免を受けるには、申請が必要です。
- 福祉保健課へ、申請書や収入状況が分かる資料等を提出してください。

## お問い合わせ

ご不明な点は、福祉保健課へお問い合わせください。  
担当：介護保険係 電話：0983-32-4734